

## 2. 平成20年度に実施された研究 等について



## ○子どもの虹情報研修センターの研究活動について

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童福祉の現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題についての研究を行い、その成果をセンター研修に生かすとともに、現場で役立てていただくことをめざしています。

以下では、平成 20 年度に発行した（おもに平成 19 年度実施の）研究報告書等の中から、児童相談所において参考となると思われるものをいくつか紹介いたします。

### I. センターで企画して実施した研究及び研究者に委嘱して行った研究

①	研究名	児童虐待の援助法に関する文献研究 －児童虐待に関する文献（2000－2007年）の紹介
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
	研究概要など	児童虐待の援助法に関する文献研究報告書は、すでに第1報から第4報まで出しているが、これらを補完する形で、平成17年度には「児童虐待に関する文献（1991－2006年）の紹介」を、平成19年度には「児童虐待に関する文献（2000－2007年）の紹介」を行った。本報告書はそれら2冊のうち2000年以降の文献からセレクトしたもので、2000年から2007年に発行された文献93冊について、1冊ずつ内容をまとめ、コメントを加えている。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。

②	研究名	虐待の援助法に関する文献研究－児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究第3期（2000年6月～2004年4月まで）
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター） 吉田 恒雄（駿河台大学）
	研究概要など	児童虐待における法学文献研究は、第1期として平成16年度報告書をまとめ、その後も継続して実施してきた。本報告書は第3期であり、2000年6月から2004年4月までの期間を対象に研究を行っている。この時期は、児童虐待防止法成立から第1次改正までの期間と重なっており、現在の児童虐待対応の法律的な背景を掴み、今後に生かせるよう、法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令、調査・統計資料を渉猟している。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる（近くアップの予定）。
③	研究名	児童養護施設における困難事例の分析 －児童養護施設に入所した195事例の検討－
	研究代表者	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	当センターでは、2002年の開設以来、多くの研修を実施しているが、研修参加者には事前課題として、事例を一例まとめて報告するようお願いしている。一つ一つの事例が極めて貴重であることから、研修に際してはそれらを一覧表にして参加者にフィードバックしているが、本研究は、そうした事例の中から、過去2年間に児童養護施設の方々が提出した195事例を対象に、施設に入所する子どもたちを援助する上での困難さの実態を把握するとともに、適切な援助の在り方や体制づくりの一助となるよう、重要となる視点や援助の工夫等について検討している。本報告書は平成17年度報告書に続く第2冊目である。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童福祉施設、児童相談所等。 なお、本研究は当センターホームページ「援助機関向けページ」→「専門情報」から閲覧できる。

④	研究名	児童虐待における家族支援に関する研究 －児童福祉施設での取り組み－
	研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	本研究は、児童福祉施設における家族支援について、現状を分析し、家族支援の課題やその工夫をまとめたものである。先行研究の概観に続き、研究 1 として質問紙調査による改善事例と困難事例、気になる事例の比較、研究 2 として児童福祉施設における家族支援の現状を実践家たちのディスカッションをもとにまとめ、研究 3 として事例分析（改善・困難）を行い、有効な関わりや起こりうる問題点などを記述した。児童福祉施設入所児童への支援の重要性が増していることをふまえての研究報告書である。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。
⑤	研究名	被虐待児に対する臨床上の治療技法に関する研究 (情緒障害児短期治療施設における被虐待児への心理治療)
	研究代表者	平岡 篤武（静岡県立吉原林間学園）
	研究概要など	情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）でも被虐待児の入所割合が高くなり、他害的、破壊的、逸脱的な子どもの問題行動が頻発しているため、こうした子どもたちへの効果的な治療の実施はきわめて重要となっている。本研究は、情短施設で行われている心理治療について、その狙い、実施する上での工夫や課題等を全国の情短施設へのアンケート調査をふまえ、個人治療とグループ治療において整理し、まとめたものである。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童福祉施設、児童相談所等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。

⑥	研 究 名	センター研修における事例検討の分析 －児童相談所等と児童福祉施設 74 事例の検討－
	研究代表者	四方 燿子（子どもの虹情報研修センター） 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	当センターでは、研修が可能な限り現場の実態に即したものとなるよう、なるべく事例検討の場を設け、積極的な討議の場を用意している。これらの事例の全体は、わが国の児童虐待の縮図であるとも言えることから、センター研修で行われた事例検討についてもう一度整理し、分析することとした。プライバシーに配慮しているので事例の詳細な紹介や分析には限界もあるが、法的対応などの諸課題や実際に行われた種々の援助等について、児童相談所と児童福祉施設とにわけて報告した。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「援助機関向けページ」→「専門情報」から閲覧できる。

## Ⅱ. 研究紀要

		子どもの虹情報研修センター紀要 No.6 (2008)
	内 容	当センターでは、平成 15 年に紀要 No.1 (2003) を発刊して以来、毎年 1 冊ずつ紀要を発行してきている。平成 20 年度には、論文「小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題」をはじめ、公開講座の記録「イギリスから学ぶ児童虐待対応」や、センター研修講義の記録など多彩な内容で、No.6 を発行した。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設、その他の関係機関等。 紀要は No.1 から今号まですべてセンターホームページ「研究活動・紀要」のページで閲覧できる。

### Ⅲ. センター職員が委託を受けて行った研究

研 究 名	こども未来財団委託研究 児童相談所職員の研修の体系化と研修プログラム等に関する調査研究
研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
研究概要など	児童虐待がますます増加し、対応の中核をなす児童相談所への社会の期待と関心が高まっているが、これを設置運営する自治体の認識や職員の養成確保体制の差は大きく、適切な対応ができにくい状況もある。そこで全国の児童相談所及び児童福祉主管課に対するアンケート調査及びいくつかの児童相談所へのヒアリング調査を行い、それをふまえて職員の養成確保体制の充実や研修の体系化、標準的な研修プログラム等について提言した。
報告書配布先 (ネット閲覧)	研究にご協力いただいた児童相談所及び児童福祉主管課。 インターネットでの公開は、秋以降にこども未来財団ホームページにて行われる予定。

研究名 (研究費名)	児童心理司の業務のあり方に関する調査研究 (子ども未来財団平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	山野則子 (大阪府立大学)
報告書の配布先	全国児童相談所、全国都道府県・政令市児童福祉主管課、児童相談所設置市児童福祉主管課、児童相談所設置予定だった3市児童福祉主管課
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	子ども未来財団のホームページにアップ予定 <a href="http://www.i-kosodate.net">http://www.i-kosodate.net</a>
(研究概要)	
<p>本研究は、児童心理司の業務のあり方を提言するための基礎調査を行い、児童心理司の業務のあり方や養成研修等の専門性の向上に資することを目的とする。</p> <p>この目的を達成するために、①主管課長調査、②児童心理司調査、③ヒアリング調査、④業務報告調査、を行った。①の質問紙調査は、全国の児童相談所217ヶ所(支所・分室などを含む)配布のうち、193ヶ所の児童相談所から回答を得た(児童相談所としての回収率88.9%)。②は同じく217ヶ所のうち、児童心理司からの回答は957件であった。うち745人の常勤心理司の回収結果が得られた。全国常勤の児童心理司の数が1013人であるため、常勤の心理司の回収率は73.5%といえる。非常勤の心理司の全体の数が不明なため、非常勤の回収率は不明である。</p> <p>1. 調査結果から、今まで明確化されていなかった実態・課題を5点にまとめる。</p> <p>第1点は、児童心理司が非常に若く経験年数も短い人が半数を占める実態であり、専門業務の基本である助言指導、心理治療、心理診断に揺らぎがあると考えられる。</p> <p>第2点は、現在十分行えているとは言い切れないが、虐待訪問などの仕事は、自分たちの仕事であるという意識はあると読み取れる。</p> <p>第3点は、児童心理司は、以前のように、心理診断、心理治療だけを専門的に行う仕事ではなくなってきており、児童心理司と児童福祉司、精神医学との重層化が生じ仕事の内容が拡散してきている。</p> <p>第4点は、主管課長も児童心理司も研修への評価は高く、内部のスーパービジョンを受けている、あるいは事例検討会がある、というように研修を構造化することによって、研修の満足感をあげることができ、効果をもたらしている。</p> <p>第5点は、児童心理司のあり方についてであるが、全国统一されたあり方の上に地域の特性が存在するような自由度を持った児童相談所のあり方を求めている。児童心理司は、主管課長よりも相談種別や時代のニーズに合わせて児童相談所は万能ですべてをこなさなければならないという思いが強く、全国统一したあり方をより求めている。それに比較し主管課長は特化していく方向性を考慮し、専門特化の方向は、社会の期待の高い児童虐待への傾倒がみられた。</p> <p>2. これらの実態・課題に対する今後のあり方に関して、以下5点を示した。</p> <p>① 総合的なアセスメント力：子ども、保護者、地域環境等の状況を心理学的視点で把握・分析を行い、児童相談所が何をしようとしているのかという総合的な説明ができること、そのためにはどう実施していけばいいのかを示すことができるというアセスメントの力が必要である。</p> <p>② 個から家族、地域へという新しい援助の視点：問題が複雑多様化しているなかで、援助の視点を目前</p>	



にいる子どもだけでなく、その背景にある家族や地域全体を視野に入れた援助の視点が必要である。

- ③ コーディネイト力：広範囲かつ柔軟な多様性を前提にした調整能力が必要である。
- ④ 児童心理司業務に関する認識の枠組みの規定：病院や民間の機関の心理とは違って行政の福祉機関の心理、つまり行政が担わなければならない仕事も心理の仕事と組み入れて考える必要がある。
- ⑤ 援助対象に係る枠組みの認識を変更：児童相談所は、心理、福祉、保育、医療の専門家が存在する機関であり、一機関で問題解決が可能であり、完結していることが多かった。しかし、現在は問題の多様性、複雑さ、市町村における児童相談所の後方支援の位置を考慮すると児童相談所を1つの単位とする考えではなく、市町村行政を単位として援助資源や援助を考える視点が必要である。児童相談所ですべてを担うのではなく、市町村を単位とした援助の全体像を把握し、児童相談所にはないが必要な機能は、他機関にゆだねたり、任せたりして、市町村単位で完結するというような認識である。このためには、当然、コーディネート力が問われる。

3. さらに、ここで整理した実態・課題に対しては、これらのポイントを踏まえた研修を実施することが必要であり、効果も期待できるという結果が得られている。

まず主管課長、心理司スーパーバイザー、児童心理司、あるいは経験年数という違いによる研修を進める必要がある。

・若手の児童心理司には、基本的なアセスメント、トリートメントの研修、自分よりも経験年数の長い地域機関関係者との対話や面接、子どもの発達理解、ケース会議におけるコンサルテーションのスキル訓練など演習方式で具体的に取り入れる必要がある。

・主管課長や心理司スーパーバイザーには、児童相談所の全体が見えるような訓練や法的な対応の獲得、さらに組織内に研修やスーパーバイザー体制、事例検討会などを導入して構造化した体制を作ることができるマネジメント研修が必要である。

・その際、児童福祉司と基本的に何が重なり合って何が違うのか、明確に示していかなければ、現場はますます混乱する。自由記述にでていた、チームアプローチ、チームマネジメントの力、アウトリーチ中心の相談援助活動への児童心理司の参加など、すべて福祉に求められている力でもある。それぞれの違いを明らかにしながら重層化が図れるような整理が必要であろう。専門領域を争うのではなく、また児童福祉司が忙しいのでソーシャルワークの機能を補うのではなく、児童心理司の現代的課題との関連において求められる広範な専門性として、これらを児童心理司の機能として位置づけることが必要である。児童心理司と児童福祉司のお互いの違いを明らかにしながら、有効に機能させるためにはさまざまな課題がある。しかし、これを超えていくことは、一般に心理や福祉の専門領域の確立が十分でない日本の現状にとって、他の分野や領域にも影響を与えることとなり、意義深いこととなるであろう。

そして、全国共通基盤の位置づけが必要であり、これは基本要件にあたる。これらを研修実施にあたり全国児童心理司会の職能団体と共同で詳細にモデルとして提示していく必要があるが、現状では大規模児童相談所などの規模の大きい児童相談所ほどすでに⑤を実施し、自分のところですべてを担わない方向にある可能性がある。小規模児童相談所ほど周りに分担できる資源も乏しく、一機関ですべてを求められる可能性があるであろう。そういったことも加味して、全国共通基盤を基礎にすることによって、地域の特性を生かしたあり方、各児童相談所の工夫をもたらすことも可能となる。

研究名 (研究費名)	平成20年度 要保護児童対策地域協議会の機能強化に関する研究 (子ども未来財団平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	加藤曜子 (流通科学大学)
報告書の配布先	子どもの虹情報研修センター、協力市、児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主担課等
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	子ども未来財団のホームページにアップ予定 <a href="http://www.i-kosodate.net">http://www.i-kosodate.net</a>

(研究概要)

**研究1 要保護児童対策地域協議会における実務者会議の実態と課題**

<目的>

機関連携を深め、さらに市と児童相談所の連携を深めるためには実務者会議の役割は重要であるが、要保護児童対策地域協議会における実務者会議の実施方法がわからないとの声がある。このため、活動実態を調査して特徴を明らかにしたうえで協議会が有効に機能するモデルを提示した。

<方法>

平成19年10月から平成20年1月末にかけ、要保護児童対策地域協議会を設置している自治体のうち、実務者会議を月一回実施している自治体12カ所に対しヒヤリング調査および可能な範囲での会議の傍聴等により調査を実施。この他聴き取り調査は8カ所実施し計20自治体を調査。

<結果>

1. 実務者会議の目的は、3つのタイプであった。

A 事例全体の状況確認と方針確認 ①市と児童相談所事例の子どもの安全の確認が中心 ②市事例の進行確認と連携確認 ③市と児童相談所事例の新規事例と継続事例の状況確認と事例検討、

B 事例検討を通じた情報交換

C 研修

2. 実務者会議の実際の運営では、人口別、虐待件数、一会議における事例検討数、事例報告にかかる所用時間、児童相談所の参加度・出席率について検討した。

3. 人口規模別でみると人口が多いほど当然ながら事例数も多いため、Aタイプ①の安全管理が第一目的であった。また人口に比して事例数が多い場合もAタイプ②の進行管理が中心であった。4. 児童相談所と市の関係では、児童相談所と市の事例を共有している場合にA③やBで連携度が高かった。

課題は、地域により調整機関の負担が高く、実務者会議参加機関の連携が十分機能していない状況もあり、実務者会議として十分に機能できていない状況にある。

<結論>

1. 実務者会議の運営条件として、人口10万単位の实務者会議で虐待事例50件以内を担当していれば、進行状況の把握や事例検討は比較的実行されやすい。その場合、月一回での実務者会議で扱う個別事例は2時間で15例程度が限度である。

2. 参加機関は児童相談所、市担当課、教育委員会、保健センター、保健所が主となる。児童相談所が日

頃から市町村との連携を「業務」として明確に位置づけている場合には市と事例共有ができ、連携の度合いは高くなる。

3. 地域連携と子どもの安全確保を促進するため、実務者会議の支援会議として機能するため、実務者会議を通して長期・短期支援の個別事例対応方法を検討する必要がある。

## 研究2 「事例からみる要保護児童対策地域協議会の役割と課題」

### <目的>

要保護児童対策地域協議会の運営や活用方法について、市区町村で対応したいいくつかの個別事例を詳細に分析・検討、課題と活用方法を提案。

### <課題>

個々の事例は当然さまざまな要因が含まれているが、援助経過やタイプ別に分けて検討したところ、いくつかの課題と対応の工夫方法が明らかにした。

### <結論>

#### ①定期的な個別ケース会議の有効性

特に、長期にわたる援助の場合、1月～半年に1回の割合で個別ケア会議を開催することで、継続的な援助が可能となっている。

#### ②援助方法の再検討と変更

家族状況の変化をアセスメントし有効な援助方法を検討するなかで、家庭内の危険度が増加した場合や援助が有効でない場合には、施設入所や保護者参加の個別ケア会議など、援助方法の変更が必要であった。

#### ③かかわり続ける中で改善

市区町村が抱える困難事例の多くはネグレクトであるが、保護者とのかかわりができてくれば、「一進一退」的な改善は図られる事例が多く報告された。しかし保護者との関係形成が難しい事例では市区町村としての対応に苦慮しており、加えて子どもに問題行動などがあると要保護児童対策地域協議会による在宅での支援は困難であった。そのため「ネグレクトは市区町村」ではなく、「援助関係ができていないネグレクトは市区町村が中心」と認識すべきであろう。

### <成果物>

#### ● 「研究1/研究2」から導き出された分析結果を基に

「要保護児童対策地域協議会のための市町村研修ノート」を作成

ヒヤリング調査で出てきたいくつかの課題について、問答形式で研修ノートとしてまとめた。

調査においてそれぞれの市が示した課題を抽出し質問形式にし、実際に活動している第一線の実務者である協力者がコメントを作成し、互いに検討を重ねて利用できるように工夫し、16例作成した。この事例の中には被虐待児の認定、個別ケース検討会議、実務者会議、児童相談所と市の連携などを身体的虐待、ネグレクト、DVがらみ、性的虐待の疑いを納めている。

研修対象は市町村児童相談担当者と調整機関である。